

平塚市水道法施行細則

(趣旨)

第1条 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）の施行に関し、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(専用水道布設工事確認の申請)

第2条 法第32条の規定による確認の申請は、専用水道布設工事確認申請書（第1号様式）により行うものとする。

(確認申請書記載事項変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届（第2号様式）により行うものとする。

(給水開始の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、給水開始届（第3号様式）により行うものとする。

(水道技術管理者設置等の報告)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を設置したときは、速やかに、水道技術管理者設置報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

2 専用水道の設置者は、水道技術管理者を変更したときは、速やかに、水道技術管理者変更報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

(水質検査結果書の提出)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに、水質検査結果書を市長に提出しなければならない。

(記録作成の様式)

第7条 法第34条第1項において準用する法第20条第2項の規定による記録は、第6号様式に準じて作成するものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第8条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第

23条第1項又は省令第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、給水緊急停止報告書（第7号様式）により、直ちに、市長に報告しなければならない。

（業務委託開始等の届出）

第9条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による業務を委託したときの届出は業務委託開始届（第8号様式）により、業務に係る契約が効力を失ったときの届出は業務委託契約失効届（第9号様式）により行うものとする。

（専用水道の廃止の届出）

第10条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止したときは、速やかに、専用水道廃止届（第10号様式）により市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の設置の届出）

第11条 簡易専用水道を設置した者は、速やかに、その旨を簡易専用水道設置届（第11号様式）により市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の変更の届出）

第12条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道設置届の記載事項（次に掲げる事項に限る。）に変更を生じたときは、速やかに、簡易専用水道変更届（第12号様式）により市長に届け出なければならない。

（1） 建築物の名称

（2） 設置者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

（簡易専用水道の廃止の届出）

第13条 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を廃止したときは、速やかに、その旨を簡易専用水道廃止届（第13号様式）により市長に届け出なければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則の施行日前に神奈川県水道法施行細則（昭和55年神奈川県規則第40号）の規定により神奈川県知事が行った確認その他の行為又は神奈川県知事に対して行われた申請その他の行為で、この規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当

規定によりなされたものとみなす。